

令和8年度 岩倉市青少年健全育成基本方針

基本方針の趣旨

次代を担う子ども・若者が、地域社会の中で育まれ、心身ともに健康でたくましく成長していくことは、市民すべての願いです。

しかしながら、核家族化の進行、地域社会のつながりの希薄化、情報化社会の進展、更には、子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、SNS被害など、子ども・若者をめぐる課題は複合的かつ複雑化し、大変憂慮すべき状況となっています。

こうした現状や課題を踏まえ、家庭、学校、地域社会が、子ども・若者の居場所となり、成長を支える存在として、次代を担う子ども・若者の育成を社会全体の責務として支援していく必要があります。

そして、子ども・若者自身が自らの誇りと責任を自覚し、新しいものをつくりだそうとする心や、希望に満ちた未来を切り開こうとする気持ちがもてるように、活躍を後押しする社会づくりを進めていく必要があります。

岩倉市青少年問題協議会では、子ども・若者の「心の育成」を強く念頭において、「育てよう 心豊かに たくましく生きる子ども・若者を」を基本方針に掲げ、その実現をめざして、3つの重点目標を定めています。

この基本方針及び重点目標を踏まえて、子ども・若者が健やかに成長し活躍できる社会を実現するため、家庭・学校・地域・行政が相互に協力し連携を図りながら、様々な施策を推進していきます。

基本方針	育てよう 心豊かに たくましく生きる子ども・若者を
重点目標	1 心のかよう温かい家庭をつくろう 2 人と人とのつながりのある地域社会をつくろう 3 自らすすんで社会体験・自然体験に参加しよう

重点目標 1 心のかよう温かい家庭をつくろう

家庭は、家族の温かい愛情に育まれ、心身の健やかな成長を図る場であり、大切なやすらぎの場です。また、社会のルールを守るという規範意識や基本的な生活習慣、豊かな情操を育てる重要な場所です。さらに、家庭は地域の伝統や日本の文化を伝える場でもあります。

子ども・若者の成長にとって家庭の役割がいかに重要であることを再認識し、親として果たすべき責任・役割を自覚し、家族のふれあいを通して、「心のかよう温かな家庭づくり」を推進するように努めます。

重点目標 2 人と人とのつながりのある地域社会をつくろう

地域社会は、子ども・若者が社会の一員としての自覚を持ち、自立していく場として大きな役割を持っています。

今こそ地域の教育力向上に向け、地域の人々が世代を超えて交流していく中で、豊かな人間関係を築いていくことが求められています。すべての大人が子ども・若者の成長を温かく見守り、関わり合い、導いていける地域社会をつくることが重要です。

そのためには、自分の住む地域に誇りと愛情をもち、自主的に地域活動を担う姿勢が大切です。子ども・若者を「社会総ぐるみで育てる」という視点のもとに、家庭・学校を含めた地域社会が連携し、各々の機能を十分発揮していくことで、「人と人とのつながりのある地域社会づくり」をめざします。

重点目標 3 自らすすんで社会体験・自然体験に参加しよう

現代の子ども・若者は、疑似体験・間接体験に多くの時間を割いています。その一方で、社会体験・自然体験が著しく不足し、社会性・人間性の欠如が指摘されています。

子ども・若者が地域活動や福祉活動などのボランティア活動に参加して、多様な社会体験を積み重ねることは、自らを律しつつ人と協調し、他人を思いやる心などの社会性を育む上で大切なことです。また、自然体験は豊かな人間性を培います。

学校・地域・関係機関・各種団体・事業者が協力し、社会体験の機会を充実させるとともに、自然体験の場の創出を図っていかねばなりません。また、親子の参加あるいは参画を図る機会も創出する必要があります。「親も子も自ら進んで社会体験・自然体験に参加することができる」条件整備を積極的に推進します。

第1章 青少年問題協議会関連の事業計画

第1 生涯学習課による事業の推進

1 青少年育成のための教育事業の推進

- (1) 地域学校協働活動の実施
- (2) 乳幼児をもつ保護者への家庭教育講座の実施
- (3) 妊娠期の親への家庭教育講座の実施
- (4) 父親の家庭教育参加促進事業の実施
- (5) 子育て親育ち推進事業の実施
- (6) 青少年によい本をすすめる運動

2 文化芸術活動の推進

(1) 音楽のあるまちづくり事業

ジュニアオーケストラ、小中学校音楽鑑賞会、音楽系部活動指導
ポップスコンサート、岩倉駅コンサート、マタニティ&キッズコンサート
ミニステージでの音楽家への発表の場の創出

(2) 文化事業

- ・文化祭事業（美術展小中学生の部）
- ・文化講演会
- ・市民芸術劇場

(3) 文化財の保護・継承

- ・地域学習の推進
- ・山車文化の継承と情報発信

3 スポーツ活動の推進

市武道大会、市民球技大会、市民体育祭、スポーツレクリエーション祭
スポーツ教室、いわくら市民健康マラソン、地域スポーツ交流事業
ダンス&体操発表会 等

4 親や子どもへの教育の推進

(生涯学習センター)

子ども陶芸体験教室、子ども理科工作教室、バナナの茎 de 紙すき体験
わくわくクッキング、子ども将棋教室 等

(図書館)

おりがみ教室、移動式プラネタリウム、人形劇フェスティバル、ブックスタート、おはなし会、赤ちゃんおはなし会、読み聞かせ講座、読書活動推進講座 等

- 5 若者の主体的な取組の応援
 - ・二十歳のつどい
- 6 広報事業の推進
 - (1) 広報「いわくら」による啓発
 - (2) ポスターの掲示及び啓発資材の配布
 - (3) ホームページやSNS等による啓発

第2 青少年問題協議会専門委員会の事業の推進

- 1 街頭啓発活動
 - (1) 青少年の被害・非行防止に取り組む市民運動の実施（7、12月）
 - (2) いわくら夏まつり市民盆おどりパトロールの実施（8月）
 - (3) 家庭の日市民運動の実施（3月）
- 2 小学校・中学校・高等学校・PTA・子ども会等の団体代表による子どもの現状に関する情報交換（年3回）
- 3 青少年に関する生活実態調査

第2章 子ども・若者育成に関する各課等の施策

本章では、施策の対象となる「子ども・若者」の範囲を、0歳から概ね30歳未満とし、施策によっては40歳未満も含むこととしています。

また、「愛知県こども計画はぐみんプラン 2029」に位置づけられている「子ども・若者育成計画」の基本的な方針（重点施策）の構成にならって、本市の各施策を位置付けています。

表中の※印は、第1章「第1 生涯学習課による事業の推進」（P3.4）の再掲です。

第1 全ての子ども・若者の健やかな育成

1 健やかな体と豊かな心の育成

(1) 基本的な生活習慣の形成

施 策	担当する課等
○基本的な生活習慣の啓発 ○食育の推進	健康課 こども家庭課 商工農政課 学校教育課

(2) 健やかな体と豊かな心の育成

○健やかな体の育成	健康課 学校教育課 生涯学習課
○豊かな心と規範意識の醸成	協働安全課 学校教育課 生涯学習課
○自然ふれあい体験や学習を通じた環境への関心と、自然を大切に思う心の育成	環境政策課 学校教育課 生涯学習課
○読書活動の推進	学校教育課 生涯学習課

(3) 自然体験活動、スポーツ・文化芸術活動の推進

○自然体験活動の推進、生物多様性への理解促進・農業体験学習	環境政策課 商工農政課 学校教育課 生涯学習課
○スポーツ活動の推進 ※ P3 参照	生涯学習課
・親子ドッジビー大会	児童館
○文化芸術活動の推進 ※ P3 参照	生涯学習課
○生涯学習講座による親や子どもへの教育の推進 ※ P3 参照	生涯学習センター
※ P3 参照	図書館
・楽器コンサート ・百人一首大会	児童館
・みどりのコンサート ・ちびっこおはなし会	地域交流センター

2 今を生き抜く力の養成

(1) 学力の向上

○主体的・対話的で深い学びの推進 ○個別最適な学びと協働的な学びの一体的推進 ○言語能力や情報活用能力など学習の基盤となる力の育成	学校教育課
---	-------

(2) 健康に関する教育と支援の推進

○心身の健康に関する教育 ○妊娠・出産・育児に関する教育、包括的性教育等の充実	健康課 学校教育課
--	--------------

(3) 被害防止のための教育・啓発

○犯罪被害・自然災害・交通事故・火災等の危険から身を守る教育・啓発 ○消費者教育の推進	協働安全課 商工農政課 消防本部予防課 消防署 学校教育課
○生命を大切にする教育 ○ドメスティック・バイオレンス等の防止に向けた教育・啓発	学校教育課
○情報モラル教育	学校教育課 生涯学習課

3 若者の職業的自立、就労等支援

(1) 働く意欲、職業能力の養成

○キャリア教育の推進 ・小学校の町たんけん授業 ・中学校における職場体験 ・高等学校等におけるインターンシップ	秘書人事課 学校教育課
--	----------------

(2) 就労等支援の充実

○若者に対する就職支援 ○非正規雇用対策の推進	商工農政課
----------------------------	-------

4 子ども・若者の社会形成への参画支援

○主権者教育の推進	行政課
○地域活動への参加の促進 ・若い世代の消防団への加入促進	消防本部総務課
○社会貢献活動の推進 ・ボランティア活動	協働安全課 福祉課 学校教育課
○子ども・若者の主体的な取組の応援 ・28歳の集い	企画財政課
・移動児童館 ・にこにこシティいわくら ・地域交流会 ・岩倉総合高等学校連携事業	児童館
・二十歳のつどい ※ P4 参照	生涯学習課

第2 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

1 困難を抱える子ども・若者の総合的な支援

(1) 子ども・若者支援地域協議会を通じた重層的な支援ネットワークの推進

○困難を抱える子ども・若者に対する総合的な支援 ・「子ども・若者総合相談センター」の設置のための研究 ・「子ども・若者支援地域協議会」の設置のための研究	福祉課 健康課 こども家庭課 学校教育課 生涯学習課
---	--

(2) 子ども・若者に関する相談体制の充実

○相談窓口の周知 ○学校における相談体制の充実 ○地域における相談体制の充実	福祉課 健康課 こども家庭課 学校教育課 生涯学習課
--	--

2 困難な状況に応じた取組

(1) 学校におけるいじめへの対応、不登校の子ども等の支援

○相談・指導体制の充実 ・メンタルフレンド派遣 ・子どもと親の相談員による支援活動 ・教育相談 ・家庭児童相談 ○多様な学びの機会の確保 ・教育支援センター「おおくす」による支援体制の構築	こども家庭課 学校教育課
---	-----------------

(2) ニート等の若者の支援

○再チャレンジへの支援	商工農政課
-------------	-------

(3) ひきこもりの若者の支援

○相談支援体制の充実 ○関係機関・支援団体との連携 ○広報・啓発	福祉課 学校教育課
--	--------------

(4) 障がい等のある子ども・若者の支援

○自立と共生の地域社会づくり ○特別支援教育の充実 ○医療的ケアを必要とする子ども・若者の支援 ○発達障がいのある子ども・若者の支援 ・基幹相談支援センター、児童発達支援センター	福祉課 健康課 こども家庭課 学校教育課
○就労支援等 ○文化芸術活動の推進 ○スポーツ活動の推進	福祉課 生涯学習課
○慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援 ○AYA世代のがん患者の支援、アピアランスケア支援の推進	健康課

※AYA世代：Adolescent&Young Adult（思春期・若年成人）の頭文字をとったもので、主に15歳から30歳代までの世代を指すもの

※アピアランスケア：がん治療による外見の変化に対し医療者が行うケア

(5) 非行防止、非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援

○非行防止活動等の充実 ・街頭指導（7、8、12、3月）	協働安全課 学校教育課 生涯学習課
・「こども110番の家」設置事業 ・地域安全パトロール	学校教育課 行政区
○非行防止のための啓発活動の推進 ※ P4 参照	生涯学習課

(6) 子どもの貧困問題への対応

○教育の支援 ○保護者に対する生活支援・就労支援 ○子どもに対する生活支援 ○理解促進、情報提供	福祉課 こども家庭課 商工農政課 学校教育課 生涯学習課
---	--

(7) 自殺対策

○総合的な自殺対策の推進 ○学校等における自殺予防	福祉課 学校教育課
--	--------------

(8) ヤングケアラーの支援

○理解の促進、支援体制の整備	福祉課 こども家庭課 学校教育課
----------------	------------------------

(9) 外国人の子ども・若者の支援

○未就学児及び保護者への支援 ○教育の充実 ○若者を始めとした定住外国人の就職の支援 ○相談・支援体制の充実	協働安全課 こども家庭課 商工農政課 学校教育課
---	-----------------------------------

(10) 不当な偏見・差別の防止・解消

○人権教育・啓発、相談体制の整備 ○性的指向・性自認への理解促進	協働安全課 学校教育課
-------------------------------------	----------------

(11) 児童虐待防止対策

○児童相談センターの体制の強化、関係機関との連携の推進 ○相談体制の整備・予防教育の実施 ○妊娠期からの虐待予防 ○社会的養育体制の充実	健康課 こども家庭課 学校教育課
---	------------------------

第3 未来をつくる子ども・若者の活躍促進

1 愛知の産業の担い手となる人材の育成

(1) イノベーション人材・モノづくり人材の育成

○イノベーションを生み出す人材の育成 ○モノづくりを支える人材の育成 ○起業家精神の育成	商工農政課 学校教育課 生涯学習課
○多様な人材の育成・活用	商工農政課

(2) 農林水産業の担い手となる人材の育成

○次世代を担う人材の確保・育成	商工農政課
-----------------	-------

2 グローバル社会で活躍する人材の育成

(1) 国際交流と外国語教育の推進

○国際交流の推進 ・国際交流員を活用した国際理解に向けた取組 ・国際理解教育事業 ○外国語教育の推進	協働安全課 学校教育課
---	----------------

(2) SDGs の理念を踏まえた教育の推進

○SDGs の理念を踏まえた教育の推進	企画財政課 学校教育課
---------------------	----------------

3 世界で活躍するスポーツ選手、芸術家の育成

○世界で活躍するスポーツ選手の育成 ○若手芸術家等の育成	生涯学習課
---------------------------------	-------

4 社会貢献活動等に取り組む若者の応援

○社会貢献活動等に取り組む若者の応援	協働安全課 生涯学習課
--------------------	----------------

第4 子ども・若者の成長のための地域社会づくり

1 家庭、学校、地域全体で子ども・若者を育む環境づくり

(1) 保護者等への積極的な支援

○家庭におけるふれあいの充実 ・パパママセミナー ・プレママと産後ママ交流会 ・い〜わ子育て応援事業 ・ツインズ交流会 ・離乳食教室 ・1歳おめでとう教室	健康課
・赤ちゃん訪問（民生委員児童委員が取り組む事業）	こども家庭課

○家庭教育の支援 ※ P3 参照	生涯学習課
※ P3 参照	図書館
・ファミリー・サポート・センター ・ホームスタート	こども家庭課
・子育て相談 ・育児広場 にこにこフロアー ひよこ広場 おでかけひよこ広場 おでかけこっこ広場 ・子育て情報の提供 ・子育て講演会・講座 ・子育てサークル	子育て支援センター
・保育事業 乳児保育 延長保育 一時保育（リフレッシュ保育） 休日保育 ・ちびっこクラブ	保育園
幼児クラブ おやこひろば	児童館
ちびっこおはなし会（P6 の再掲）	地域交流センター
○外国人の子育て家庭への支援	協働安全課 こども家庭課

(2) 学校と地域が連携・協働する体制づくり

○学校と地域が連携・協働する体制づくり ・コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進 ○専門家との連携推進	学校教育課 生涯学習課
---	----------------

(3) 地域全体で子どもを育む環境づくり

○子どもの育ちを応援する体制づくり ・こども誰でも通園制度 ○放課後等の体験・活動の支援 ○地域で展開される多様な活動の推進 ○体験・交流活動等の場の整備	こども家庭課 学校教育課 生涯学習課
---	--------------------------

2 地域で子ども・若者を支える担い手の育成

○地域における多様な担い手の育成 ○専門性の高い人材の育成	生涯学習課
--	-------

3 子ども・若者が安心して暮らせる社会環境づくり

(1) 有害環境への対応

○インターネット利用による有害情報の閲覧等の防止 ○有害環境対策の推進 ○情報教育の推進 ○薬物乱用等の防止対策の推進	健康課 学校教育課 生涯学習課
--	-----------------------

(2) 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策

○少年の福祉を阻害する犯罪への対策 ○犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応	警察署
--	-----

(3) 子ども・若者が犯罪等の被害に遭わないまちづくり

○地域防犯活動の推進 ・通学パトロール、地域安全パトロール（P9の再掲）の実施	協働安全課 ボランティア団体 行政区 学校教育課 P T A
○交通事故防止活動の推進 ・五条川交通少年団 ・西部ぞうさんクラブ ・交通安全母の会 ・交通安全推進協議会	協働安全課

4 子育て支援等の充実

○子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組	こども家庭課
--------------------------	--------

第5 推進体制の整備・充実

1 国・県との連携の充実

- ・子ども・若者育成支援推進法第4条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としており、本市としても国及び県との緊密な連携を図り、子ども・若者育成支援を実施します。
- ・愛知県青少年保護育成審議会の意見を踏まえながら青少年健全育成施策を推進するとともに、提言や意見を施策等に反映します。

2 民間組織との連携の充実

- ・市内関係団体と連携体制をとり、青少年健全育成施策を推進します。
- ・子ども・若者の育成団体が実施する事業を積極的に支援します。さらに、地縁団体、ボランティア団体・NPO等の民間組織とも連携を図り、子ども・若者の育成支援の促進を図ります。